

妊婦のための支援給付のご案内

令和7年4月より、従来の「出産・子育て応援事業」に代わり、「妊婦のための支援給付」が創設されました。すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう「妊婦支援給付金」を支給します。



1. 対象者

本別町に住民票のある妊娠している方

※この制度では、医療機関により胎児の心拍が確認できたことをもって「妊娠」となります。

2. 支給額

妊婦のための支援給付（1回目） **5万円**

妊婦のための支援給付（2回目）胎児または出産児1人につき **5万円**

3. 申請方法

	妊婦のための支援給付 (1回目)	妊婦のための支援給付 (2回目)
支給対象者	令和7年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦	妊婦のための支援給付（1回目）の給付を受けた妊産婦
申請書類	①妊婦給付認定申請書 →妊娠届出時に申請書をお渡しします ②振込先金融機関の口座確認書類（通帳やキャッシュカード） ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	①申請書（胎児の数の届出書） →出産後の新生児訪問時に申請書をお渡しします ②振込先金融機関の口座確認書類（通帳やキャッシュカード） ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
申請時期	妊娠中に提出 してください。	出産予定日の8週間前から生後3か月ころまでに提出 してください。
提出先	本別町健康管理センター	

※1 他の自治体で同様の給付金の支給を受けている場合は対象外となります。

※2 やむを得ない特別な事情により妊娠中、生後3カ月以内に申請できなかった場合は、権利の行使ができる時を起算日として2年以内であれば申請することができます。

4. 妊婦等包括相談支援

妊娠中から出産後・育児中、からだのこと、出産のこと、乳幼児の発達のこと等について、保健師・栄養士などが随時相談に応じ、継続して支援します。

「妊婦等包括相談支援」と「妊婦のための支援給付」のイメージ

